

三豊市インターンシップ支援事業補助金

三豊市では、市内事業所における若者の就職促進と将来的な定住・地域産業の振興を図るため、大学生等のインターンシップ（就業体験）を受け入れる事業者に対し、その実施に要する費用の一部を補助します。

1. 補助の要件

①対象となるインターンシップ

- ・実施期間が**5日以上**の就業体験であること
- ・市の区域内にある事業所で実施されること
- ・対象学生：大学、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程に在籍する学生（高校生除く）
- ・事業者と雇用関係にない者が対象であること
- ・労働関係法令が順守されていること
- ・国、県等の補助金等の交付を受けていないこと

①対象となる事業者

- ・市の区域内に主たる事業所を有する個人又は法人
- ・雇用保険法に規定する適用事業を行っていること（※風俗営業等を除く）
- ・市内事業所において、**新たな雇用を予定**していること（申請時に「採用計画書」の提出が必要です）
- ・市税を滞納していないこと

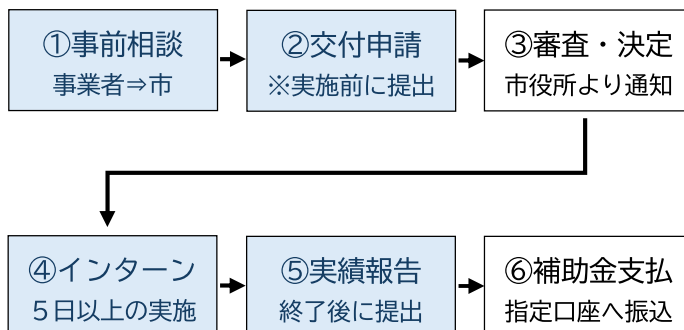
2. 補助内容・対象経費

補助金額	補助対象経費の 2分の1 （1,000円未満切り捨て）／上限額： 5万円 ※1事業者につき、同年度内で1回限りの申請となります。
補助対象経費	・宿泊費：実習生が参加するために事業屋が負担した費用（市内の宿泊施設に限る） ・広告宣伝費：インターンシップの募集・広報に直接要した経費 ・企画運営費：実施に使用した資料代、教材代など
申請期日	令和9年1月29日（金）まで ※必ずインターンシップ実施前の「事前相談」及び「交付申請」が必要です（予算上限に達し次第終了）。

3. 申請に必要な書類・手続きの流れ

▼提出が必要な書類

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・インターンシップ実施計画書（様式第2号）
- ・採用計画書（任意様式等）
- ・法人の登記簿謄本（個人の場合は住民票の写し）
- ・市税完納証明書



【お問い合わせ先・お申込み先】

三豊市役所 産業政策課

〒767-8585 三豊市高瀬町

TEL：0875-73-3012 FAX：0875-73-3022

E-mail：sangyou@city.mitoyo.lg.jp